

事件検討会資料

ー ネット上の書込みによる名誉毀損 ー

平成30年3月30日

片山

第1 事案の概要

Yは、■■。

Yは、■■。

Yは、インターネット上の一般公開がなされているページにおいて、Xによる■■の不正を窺わせる内容の投稿を行った。

Xは、Yに対し、名誉毀損による不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

第2 争点

- 1 Xが摘示した事実は、Yの社会的評価を低下させない。
- 2 Xが摘示した事実「●●●」では、Yと同定可能性はない。
- 3 Xが摘示した事実は、XによるA団体の資金を横領した犯罪事実に関する事実であり、Xの投稿は違法性がない。

第3 真実の相当性

1 真実性の基準

行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合には、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があれば、上記行為は違法性がない（最判昭和41年6月23日）

2 真実相当性の基準

真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、上記行為には故意又は過失がない（同上）

第4 判例の検討（未了）